

監督署通信

職場に飛び交う愛言葉

ご安全に!

平成 30 年上半期労働災害まとめ

休業 4 日以上の労災 微増／死亡災害 減

大分労働基準監督署管内で平成 30 年に発生した労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、右表のとおり、372 人で、前年同期比では 1 人 (0.3%) の増加となっています。

製造業、運輸交通業及び保健衛生業においては、前年に比較して増加が顕著となっていることから、下表の災害発生状況を参考にして同種災害の防止対策を講じることはもとより、職場の安全衛生意識の高揚を図ることにより、本年下半期の労働災害撲滅を目指していただきますようお願いします。

災害増加業種		災害発生状況、原因など					
製造業	金属製品製造業	■立てかけた鉄板が倒れ、足が下敷きになった ■無資格クレーン作業で荷が外れ、足を骨折した					
	造船業	■艤装船内のテッキ端部に手すりがなく墜落した					
運輸交通業	道路旅客運送業 (バス・タクシー)	■整備中、ファンベルトに指を挟まれた ■フロントガラスを拭いていて脚立から転落した ■前方の停止車両に気付くのが遅れ追突した					
	社会福祉施設	■回転椅子の上に立ち、壁に掲示物を貼り付けていたところ転落した ■転倒した利用者を抱え起こそうとして腰椎を圧迫骨折した ■利用者を車で送迎中にカーブを曲がりきれずに壁に激突した					
保健衛生業							

大分労働基準監督署 安全衛生課

番号 870-0016

大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2 階

電話 097-535-1513 FAX 097-536-2471

管轄区域 大分市・別府市・杵築市・由布市・国東市・速見郡日出町・東国東郡姫島村

8月末現在 労働災害発生状況

大分監督署	平成 30 年		前年同期		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全 業 種	2	372	7	371	▼5	1
業種別内訳						
製 造 業	0	58	1	48		10
建 設 業	1	65	4	70	▼3	▼5
運輸交通業	0	47	0	35		12
農 林 業	0	7	0	11		▼4
商 業	0	61	1	60	▼1	1
保健衛生業	0	44	0	38		6
接客娯楽業	0	32	0	42		▼10
清掃・と畜業	0	27	1	29	▼1	▼2
その他の業種	1	28	0	30	1	▼2
(第三次産業)	1	192	2	199	▲1	▼7

* 労働者死傷病報告(休業 4 日以上)の受理件数を集計したもので、死傷件数には死亡件数を含む。

* 鉱業・貨物取扱業・畜産水産業は業種別内訳に表示していない。



こことからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

**第 69 回
2018 年 全国労働衛生週間**

+ 10 月 1 日 ▶ 7 日 【準備期間】9 月 1 日 ▶ 30 日

「実施要綱」は中災防のホームページで確認できます

全国労働衛生週間 検索



全国労働衛生週間は、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進に取り組む週間です。この機会に職場における労働衛生管理の大切さを再確認し、積極的に労働衛生管理活動に取り組みましょう。

また、下記のとおり、当署では全国労働衛生週間説明会を開催しますので、事業主をはじめ、安全衛生担当者の積極的なご出席をお願いいたします。

全国労働衛生週間説明会のご案内

別府会場	大分会場
9月 13 日 (木) 14 時～	9月 14 日 (金) 14 時～
ピーコンプラザ 中会議室	JCOM ホルトホール大分 大ホール
大分会場は、周辺の有料駐車場をご利用ください	

Q 事務所や作業場に休養室は必要な?
トイレはいくつあればいいの?

労働者の休養、清潔保持のための事業者が講ずべき措置は事務所衛生基準規則又は労働安全衛生規則(安衛則)に次のとおり規定されています。

睡眠又は仮眠設備	夜間に労働者に睡眠を与える必要がある場合や、就業中に仮眠する機会がある場合に男女区別して設ける ☞ 安衛則第 616 条など
休養室	常時 50 人以上又は常時女性 30 人以上の労働者を使用する場合、が床することができるよう男女区別して設ける ☞ 安衛則第 618 条など
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・男女を区別する ・男性用大便所の数は、同時に就業する(以下同じ) 男性 60 人以内ごとに 1 個以上とする ・男性用小便器の数は、男性 30 人以内ごとに 1 個以上とする ・女性用便所の数は、女性 20 人以内ごとに 1 個以上とする ☞ 以上、安衛則第 628 条など

働き方改革関連法が順次施行されます

2019(平成31)年4月1日~



「働き方改革」のうち、労働時間法制の見直しの目的は、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことです。主な改正事項は次のとおりです。

時間外労働の上限規制が導入されます

月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも

- ①年720時間
 - ②単月100時間未満（休日労働含む）
 - ③複数月平均80時間以内（休日労働含む）
- を超えることができません。

年次有給休暇の確実な取得が必要です

使用者は10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える**必要があります

同一企業内で正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

基本給、役職手当、通勤手当、賞与などが対象になります

施 行 日				
	2019年 4月1日	2020年 4月1日	2021年 4月1日	2024年 4月1日
大企業	●			
中小企業		●		
自動車運転業務 建設業 医師				● →
	適用後の上限は年960時間			
	適用後、災害時の復旧等の事業について②③は適用しない			
	●			
大企業		●		
中小企業			●	

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります

施行日・適用日 平成31年2月1日 ※ 経過措置あり

高所作業において使用する「安全帯」について、政省令の改正が行われ、安全な使用のためのガイドラインが策定されました。安全・安心な作業のため、適切な器具への貢換えのための準備をお願いします。

改正のポイント① 安全帯の名称を墜落制止用器具に変更します

安全帯	→	墜落制止用器具	墜落制止機能がないU字つり用胴ベルトは含まれません
胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）	
胴ベルト型（U字つり）	✗	×	
ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）	

改正のポイント② 墜落制止用器具はフルハーネス型が原則になります

- ・6.75mを超える箇所ではフルハーネス型を選定してください。ただし、6.75m以下の場合は胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

- ・一般的な建設作業は5mを超える箇所、柱上作業等は2m以上の箇所でフルハーネス型の使用が推奨されます。
- ・柱上作業等で、U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。

改正のポイント③ 特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）が必要です

対象は、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合にフルハーネス型を使用して行う作業等の特に墜落の危険の高い業務を行う労働者です。

無料 荷役災害防止担当者安全衛生講習会

厚生労働省の委託により、ロールボックスパレットの安全な使用方法などについて陸上貨物運送事業者及び荷主等（荷主、配送先など）向けに講習会が開催されます。

参加費及びテキスト代は無料です。

開催日時	10月1日(月) 13時～16時30分
会場	大分県トラック会館5階会議室(大分市向原西)
問合先・申込先	日本労働安全衛生コンサルタント会 大分支部 コーディネーター 梶田義昭 Tel 090-3071-9030
定員	先着順で50名程度

無料 腰痛予防対策講習会

看護従事者又は介護従事者向け
厚生労働省の委託による「職場における腰痛予防対策指針」に基づく講習です。実際に介護用福祉機器を使用するなど実技時間が多くの講習です。Webからも申込みできます。

開催日	10月25日(木)	①9時15分：看護従事者 ②13時15分：介護従事者 ③16時30分：介護事業者
会場	大分県労働基準協会（由布市挾間町三船）	
問合先・申込先	中央労働災害防止協会 健康快適推進部 企画管理課 TEL 03-3452-2517	
定員	先着順で受け付けて定員に達し次第締切り	

大分県の最低賃金が変わります

時間額	762円	効力発効日
		令和3年10月1日